

一般競争入札参加資格審査申請資料

豊田おいでんまつり実行委員 会長 様

下記の委託業務に係る競争入札に参加する資格について確認されたく資料を提出します。
 なお、申請に関するすべての記載事項は事実と相違ないこと並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の関係法令を遵守することを誓約します。

記

1 委託業務名

業 務 名	第56回豊田おいでんまつり協賛受付及びグッズ制作準備業務委託
-------	--------------------------------

2 申込者

商号又は名称 (※1)			
所在地			
代表者職氏名			
連絡先名称			※担当部署がなければ記入不要
担当者氏名			
連絡先電話番号			
Eメール			
紙入札申請及び 再提出時押印欄	使用印 (※2)	【豊田おいでんまつり実行委員会記入欄】	
	印	参加資格	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
		確認欄	

※1 契約先を記入すること。契約先が支店、営業所等である場合は支店、営業所名等まで記入すること。

※2 紙入札での参加申込及び申請受理後に再提出の指示があった場合に、入札及び契約等使用する印鑑を押印して提出すること。会社印は任意なので、使用する場合のみ押印すること。

3 入札参加に必要な資格

(1) 業務履行実績		※) 入札公告等で求めている官公庁及び公共的団体発注の業務で、元請としての実績を記入する。	
業 務 名	※官公庁及び公共的団体発注の業務を受注し完了させた実績が確認できるもの(契約書の写し又は履行証明等)を提出すること。		
業 務 場 所			
発 注 機 関 名			
契 約 金 額	円(税込み)		
履 行 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
業 務 概 要	※ 金額が資格要件に該当する業務でない他の業務と一式で記載されている場合は、当該委託等の業務内容と金額が確認できるものを提出すること。		

豊田おいでんまつり協賛受付及びグッズ制作業務委託 確認書

会社名 _____

担当者氏名 _____

電話 _____

種類	詳細	対応可否○×を記入してください
個人協賛 市民先行受付	インターネット及びハガキで申込みを受付け、入力された住所から豊田市民であることを確認した上、抽選方式等を用いて協賛を受付けることができるか。	
個人協賛 一般受付	市民先行受付終了日の翌営業日から、一般受付を開始できるか。	
	コンビニエンスストア等全国で概ね10,000か所以上の窓口、インターネット及びハガキで抽選方式等を用いて協賛を受付けることができるか。	
	抽選方式等の受付状況に応じ、まつり開催当日まで先着方式等の適正な方法により募集口数に達するまで協賛を受付けることができるか。	
個人協賛(市民 先行、一般受付)	平日、土日祝日問わず午前10時から午後6時まで協賛に関する問合せに対応できる専用電話を設けることができるか。	
法人協賛	前年度の花火協賛及び広告協賛者へ協賛申込書を郵送し、電話で協賛依頼を行うことができるか。(約300社)	
	平日午前10時から午後6時まで協賛に関する問合せに対応できる専用電話を設けることができるか。(電話番号は、フリーダイヤル又は豊田市内の局番のものとする)	
スターマイン 等協賛	協賛者の訪問アポイントメントを取り、実行委員会事務局の職員に随行し、協賛者を訪問したのち、報告書の作成及び協賛の申込みを受付けることができるか。(約50社)	
ツアー受付	旅行会社等からの申込みを受け付け、必要な入場券を法人協賛用イス席から確保することができるか。	
PRグッズ	協賛者とデザインの調整をしながら、PRグッズの制作をすることができるか。	
全体	入場券の席番管理ができるか。(ブロック・列・番号まで管理)	
	PRチラシや公式ガイドなどの郵送業務を実行委員会に代わり実施できるか。	
	インターネット、ハガキの受付方法によって入場券の在庫を分けることなく、共通在庫で管理することができるか。	
	全ての協賛状況を一括管理し、報告できるか。	

※チケット関連業務等、専門性及び特殊性が高い業務は再委託していただいても構いません。
 ※入札書と併せて豊田おいでんまつり協賛事務局(豊田市商業観光課)へご提出ください。

誓約書

令和 年 月 日

豊田おいでんまつり実行委員会長 様

住 所

商号又は
名 称
代表者名

印

今般の 第56回豊田おいでんまつり協賛受付及びグッズ制作準備業務委託 の競争

入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）

等関係法令に抵触する行為は行っていないことを誓約します。

なお、この誓約書の写しが公正取引委員会に送付されても異議ありません。